

令和2年3月5日 大町市告示第47号  
令和4年2月4日 大町市告示第32号  
令和4年11月4日 大町市告示第120号  
令和5年3月30日 大町市告示第70号

## 大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内における発電事業の実施に当たり、太陽光発電設備の設置、管理、撤去等（以下「設置管理等」という。）に関し必要な事項を定め、事業者の責務を明確化し、太陽光発電設備の適切な設置管理等を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ促進法」という。)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光をエネルギー源とするものをいう。

(2) 発電事業 発電設備を設置（設置を目的とした土地及び土地を使用するための権利の取得、木竹の伐採、盛土、切土等の土地の造成等の準備行為を含む。以下同じ。）する事業及び運転する事業をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に発電設備を設置するものを除く。

(3) 事業者 発電事業を行う者をいう。

(4) 事業地 発電設備を設置する土地（連続し、又は一体的に利用する土地を含む。）をいう。

(5) 地域住民等 事業地に隣接する土地（水路、道路等を挟む隣接地を含む。）を所有する者、当該土地上に家屋を所有し、若しくは居住する者（法人を含む。）、事業地を含む地域又は隣接する地域の認可地縁団体等の代表者及び発電設備の設置管理等に伴い生活環境に影響を受ける者をいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、太陽電池モジュールの合計出力が10キロワット以上の発電事業について適用する。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、発電事業の実施に当たり、景観及び自然環境の保全に十分に配慮し、この要綱の規定に基づく発電設備の適切な設置管理等を行うことにより、地域住民等の生活環境に影響を及ぼすことがないようにしなければならない。

### (法令等の遵守)

第5条 事業者は、発電設備の設置に係る関係法令及び事業計画策定ガイドライン

(太陽光発電) (平成29年3月資源エネルギー庁策定) その他の規程を遵守しなければならない。

(事前相談)

第6条 事業者は、発電設備の設置(設置を目的とした土地及び土地を使用するための権利の所得を除く。)に着手する予定日の30日前まで(太陽電池モジュール電池の合計出力が50キロワット以上の場合にあつては60日前まで)に、太陽光発電設備事前相談書(様式第1号。以下「事前相談書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業者から事前相談書が提出されたときは、事業者に必要な指示事項を付した太陽光発電設備事前相談回答書(様式第2号)を交付するものとする。

3 市長は、相談を受けた発電事業が他の市町村の区域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(変更事前相談)

第7条 事業者は、事前相談書の内容に変更(合計出力又は築造面積が増加しない太陽電池モジュールの変更を除く。)があつたときは、速やかに太陽光発電設備変更事前相談書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業者から前項の変更事前相談書が提出されたときは、事業者に必要な指示事項を付した太陽光発電設備変更事前相談回答書(様式第4号)を交付するものとする。

(説明会)

第8条 事業者は、第6条第2項又は第7条第2項の回答書の交付を受けた後に、地域住民等に対し発電事業の内容を周知するための説明会(以下「説明会」という。)を開催し、十分な意見聴取を行うものとする。

2 事業者は、説明会の開催後に、太陽光発電設備住民説明会経過報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 説明資料の写し

(2) 出席者名簿の写し

(3) 会議録

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(協定)

第9条 事業者は、説明会における意見聴取の内容を反映し、地域住民等と協定を締結しなければならない。

(説明会及び協定の締結の適用除外)

第10条 太陽電池モジュールの合計出力が50キロワット未満の発電設備を設置する場合は、第8条及び第9条の規定は適用しない。ただし、地域住民等が説明会の開催又は協定の締結を求め、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(設計)

第11条 事業者は、発電設備の設計に際し、市長が別に定めるガイドラインの内容

に従うよう、努めるものとする。

(設置の届出)

第12条 事業者は、発電設備の設置（設置を目的とした土地及び土地を使用するための権利の所得を除く。）に着手する日の14日前まで（太陽電池モジュールの合計出力が50キロワット以上の場合にあつては30日前まで）に太陽光発電設備設置届（様式第6号。以下「設置届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業者から設置届が提出されたときは、事業者に太陽光発電設備設置届受理書（様式第7号）を交付するものとする。

(施工)

第13条 事業者は、第12条第2項の規定による受理書の交付を受けたときは、発電設備の設置に着手する日までに様式第8号に規定する標識を、事業地において地域住民等が容易に確認できる場所に設置し、発電設備の設置が完了するまでの間掲示しなければならない。

2 事業者は、設置届の内容に変更があつたときは、速やかに太陽光発電設備設置変更届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、事業者から前項の設置届が提出されたときは、事業者に太陽光発電設備設置変更届受理書（様式第10号）を交付するものとする。

4 事業者は、発電設備の設計書類及びしゅん工書類を作成し、これを発電事業が終了するまでの間適切な方法で管理し、保存しなければならない。

5 事業者は、市長から前項に規定する書類の写しの提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(発電設備の管理等)

第14条 発電事業を開始した事業者は、速やかに太陽光発電設備運転開始届（様式第11号）を市長に提出するとともに、計画どおり運転されているかを随時確認しなければならない。

2 事業者は、発電事業の防災、環境保全、景観保全等に関し、計画策定段階においては予期しなかつた問題が生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、速やかに市長及び地域住民等に対して経過説明を行うものとする。

3 前項の場合において、協定を締結している場合は、協定者間で協定書の見直しについて協議しなければならない。

4 事業者は、事業地からの建設残材の飛散、雑草の繁茂等により、周辺環境及び地域住民等の生活環境に影響がないよう、発電設備を管理しなければならない。

5 事業者は、発電設備の性能の維持に関する作業を実施する場合は、周辺環境及び地域住民等の生活環境に影響がないよう、これを実施しなければならない。

6 事業者は、発電設備の撤去までの間、事業地への第三者の侵入を防止する措置を講じなければならない。

(非常時の発電設備の管理等)

第15条 事業者は、自然災害の発生又は発電設備の不具合により、発電設備が故障し、又は第三者への被害をもたらすおそれがある場合は、発電設備の点検を行い、

事故防止に努めなければならない。

2 事業者は、発電設備が故障した場合は、直ちにその旨を市長及び地域住民等に連絡し、被害発生防止のための措置を講じなければならない。

3 事業者は、第三者への被害が発生した場合は、直ちにその旨を市長及び地域住民等に連絡し、被害拡大防止のための措置を講じなければならない。

(発電事業の廃止)

第16条 事業者は、発電事業を廃止しようとするときは、発電設備を撤去するものとし、撤去を予定する日の30日前までに、太陽光発電設備撤去予定届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出をした発電設備を撤去したときは、撤去の完了後30日以内に、太陽光発電設備撤去完了届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、発電設備を撤去し、処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインその他の法令に基づき、適切な措置を講じなければならない。

(事業者等の変更)

第17条 事業者が別の事業者へ発電事業を譲渡するとき、又は再エネ促進法第10条第1項及び第3項の規定による記載事項の変更を行ったときは、その内容を市長に報告しなければならない。

(立入調査)

第18条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者の同意を得て職員に当該事業地に立ち入り、事業の実施状況等について調査させることができる。この場合において、立入調査を行う職員は、市の職員であることを証する証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指導助言及び改善命令)

第19条 市長は、事業地周辺の環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の助言又は指導を受けた事業者が必要な措置を取らなかった場合においては、必要な措置を講ずるよう改善命令をすることができる。

(情報の提供)

第20条 市長は、事業者が発電設備の設置管理等に当たり、第19条第1項に規定する助言若しくは指導若しくは第19条第2項に規定する改善命令に従わないとき又は法令に定める義務を遵守しないときは、監督省庁へ情報を提供するものとする。

(損害の補償)

第21条 事業者は、発電設備の設置管理等に伴い第三者に損害を与えた場合においては、その補償の責を負うものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 大町市開発指導要綱の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

3 この要綱による改正後の大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する要綱第12条第1項の規定は、発電設備の設置に着手する予定日が令和5年4月14日以前の太陽電池モジュールの合計出力が50キロワット未満の発電事業については、「14日前」を「7日前」に、発電設備の設置に着手する予定日が令和5年4月30日以前の太陽電池モジュールの合計出力が50キロワット以上の発電事業については、「30日前」を「7日前」と読み替えるものとする。

附 則(令和3年11月11日告示第135号)

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年2月4日告示第32号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月4日告示第120号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年3月30日告示第70号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式(省略)